

船舶安全
Ship Safety

更新

対象国の条件 :アジア、大洋州、中東、中南米、アフリカ地域

研修コース番号 :201984549-J002

案件番号 :201984549

主分野課題 :運輸交通/運輸交通行政

副分野課題 :ガバナンス/公共安全

使用言語 :英語

案件概要

国際海事機関で定められた船舶安全に関する海事国際条約を、対象国船舶検査官、PSC検査官や海事行政官に習得させ、条約対象船の検査及び寄航国検査の適切な執行強化を図り、IMO認証取得が可能となる。また、近年、非条約対象船（内航船）の安全性の向上が強く求められていることから、内航船に対する適切な安全基準や検査の合理化についても習得を図り、内航船安全規制の改善を促進し、船舶安全の確保と海洋汚染の防止に寄与する。

目標／成果	対象組織／人材		
【案件目標】 国際基準に適合する検査体制向上を図り、多発する船舶事故に対応する為、海事国際条約の規則要件及び内航船に対する安全基準や検査合理化について習得し、外航船に対する国際条約に基づく船舶検査体制確立に必要な船舶検査技術及び内航船に対する安全制度、また安全基準の考え方が船舶検査官、海事行政官の間で共有される。 【成果】 1. 自国における船舶安全規制並びに検査及びPSCの執行状況について現状及び問題点を把握して、説明することができる。 2. 条約に基づく船舶検査、PSCの適正な執行に必要な国際海事条約、最新の造船技術や船用機器等に対する理解度を向上する。 3. 内航船に対する安全規制や船舶検査制度に関する自国の安全規制の改善点を明確にすることができる。 4. 関連機関の船舶検査官、PSC検査官、海事行政官等に研修で得た知見を伝えることができる。	【対象組織】 船舶安全管理、自国の船舶検査、寄港国検査（PSC）に関わる中央省庁、自治体及び公社等の公的機関 【対象人材】 船舶検査官、PSC検査官、海事行政官等船舶安全業務に従事している者。 当該分野で3年以上の実務経験又は同等の経験を有する者。 大学工科系卒または同程度の学力がある者。 英語による話す能力及び書く能力を十分に有する者。 年齢50歳以下の者。		
内 容 1. 各研修員は、研修前に自国のIMO関連条約の適用状況、安全規制の実施、検査実施状況、実施体制等をまとめたカントリーレポートを製作し、これを研修時に発表し、研修員相互にディスカッションを行い、研修指導者が適宜助言することにより、各国の現状を相互に理解する。 2. SOLAS条約等各種条約についてIMOのモデルコースに沿った講義及び演習を行う。また、新たな条約などIMOの動向に関する講義を実施する。造船所、船用機器メーカー等で建造過程等を見学させ理解させる。地方運輸局でPSC検査の現場実習を行う。 3. 内航船に対する安全基準や検査の合理化の考え方について、日本の法制度を例に講義を実施する。内航船に関する船舶検査について造船所で実習を行う。 4. 研修員は、帰国後に所属組織において実施可能な事項をアクションプランとして作成して発表し、研修員相互で討論を行う。	本邦研修期間	2019/6～2019/8	
	担当課題部	社会基盤・平和構築部	
	所管国内機関	JICA横浜	
		関係省庁	国土交通省
		実施年度	2019～2021

主要協力機関	調整中
特記事項及びホームページ	http://www.mlit.go.jp/maritime/index.html